

別表第2 (第3条関係)

種 別	設 置 基 準
1 園路及び 広場	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第3条第1号に掲げる園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 路面は、平坦で滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。</p> <p>オ カに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>カ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、当該段は第3号に掲げる基準に適合するものとし、第5号に掲げる基準に適合する傾斜路(その踊り場を含む。以下同じ。)を併設すること。</p> <p>(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、当該段は第3号に掲げる基準に適合するものとし、第5号に掲げる基準に適合する傾斜路を併設すること。</p> <p>エ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p>

オ 3 パーセント以上の縦断勾配が 30 メートル以上続く場合は、途中に長さ 150 センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、園路際に車いす利用者等の利用に支障のない退避スペースを設置すること。

カ 横断勾配は、1 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2 パーセント以下とすることができる。

キ 路面は、平坦で滑りにくい仕上げとすること。

ク 両側は、転落を防ぐ構造とすること。

ケ 必要に応じて手すりを設けること。

コ 縁石を設ける場合は、切下げの有効幅員は 180 センチメートル以上とし、かつ、段差は 2 センチメートル以下ですりつけ勾配は 8 パーセント以下とすること。

サ 排水溝を設ける場合は、つえ等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。

(3) 階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120 センチメートル以上とすること。

イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

エ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

オ 踏面は、平坦で滑りにくい仕上げとすること。

カ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

キ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(4) 前号に掲げる基準に適合する階段を設ける場合は、次号に掲げる基準に適合する傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造の

ものをもってこれに代えることができる。

(5) 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれらに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、平坦で滑りにくい仕上げとすること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場が設けられていること。

カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(6) 次に掲げる場所には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第11条第2号に掲げる点状ブロック等及び同令第21条第2項第1号に掲げる線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障がい者誘導用ブロック」という。）を設置すること。ただし、駐車場から第1号に掲げる基準に適合する出入口に至る園路にあっては、この限りでない。

ア 敷地に接する道路から第1号に掲げる基準に適合する出入口に至る経路

イ 第3号に掲げる基準に適合する階段の上端及び下端に近接する園路又は広場若しくは踊り場の部分

ウ 前号に掲げる基準に適合する傾斜路の上端及び下端に近接する園路又は広場

エ アからウまでに掲げるもののほか、第2号に掲げる基準に適合する通路の要所その他の特に視覚障がい者の注意を喚起することが必要である場所

(7) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロックその他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(8) 次項から第7項までの規定により設けられた特定公園施設

	<p>のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項に規定する主要な公園施設に接続していること。</p>
<p>2 屋根付広場</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p>
<p>3 休憩所及び管理事務所</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(エ) 戸を設ける場合は、当該戸は次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>a 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p>

	<p>イ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第6項第2号から第6号の基準に適合するものであること。</p> <p>オ ベンチ、野外卓その他の施設を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>(2) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 野外劇場及び野外音楽堂</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 出入口は、第2項第1号の基準に適合するものであること。</p> <p>イ 出入口と車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車いす使用者観覧スペース」という。）及びエに掲げる便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、幅80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(エ) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合</p>

	<p>は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(オ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(カ) 路面は平坦で滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(キ) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロックその他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>ウ 当該野外劇場の収容定員が 200 以下の場合、当該収容定員に 50 分の 1 を乗じて得た数（ただし、その数に 1 未満の端数があるときは、これを 1 に切り上げた数）以上、収容定員が 200 を超える場合は、当該収容定員に 100 分の 1 を乗じて得た数（ただし、その数に 1 未満の端数があるときは、これを 1 に切り上げた数）に 2 を加えた数以上の車いす使用者観覧スペースを設けること。</p> <p>エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、第 6 項第 2 号から第 6 号までの基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 車いす使用者観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 幅は、90 センチメートル以上であり、奥行きは、120 センチメートル以上であること。</p> <p>イ 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(3) 前 2 号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する野外音楽堂について準用する。</p>
<p>5 駐車場</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち 1 以上に、当該駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合に当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数（ただし、その数に 1 未満の端数があるときは、これを 1 に切り上げた数）以上、全駐車台数が 200 を超える場合は当該駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た数（ただし、その数に 1 未満の端数があるときは、これを 1 に切り上げた数）</p>

	<p>に 2 を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 幅は、350 センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 第 1 項に規定する園路又は広場に近接した水平な場所に設け、かつ、車いす使用者用駐車施設へ通ずる園路は、同項の基準に適合する構造とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。</p>
6 便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>イ 男子用小便器を設ける場合は、1 以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが 35 センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。</p> <p>ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、前号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。</p> <p>ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。</p> <p>イ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>(3) 前号アに掲げる便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 幅は、80 センチメートル以上であること。</p> <p>(イ) (ウ) に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際</p>

	<p>に支障となる段がないこと。</p> <p>(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、第1項第5号に掲げる基準に適合する傾斜路を併設すること。</p> <p>(エ) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>(オ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>a 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>イ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>(4) 第2号アに掲げる便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>イ 出入口には、当該便房が高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。</p> <p>エ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。</p> <p>(5) 第3号ア(ア)及び(オ)並びにイの規定は、前号に規定する便房について準用する。</p> <p>(6) 第3号ア(ア)から(ウ)まで及び(オ)並びにイ並びに第4号イからエまでの規定は、第2号イに掲げる便所について準用する。この場合において、第4号イ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。</p>
<p>7 水飲場及び手洗場</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。</p> <p>(2) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する手洗場について準用する。</p>

<p>8 掲示板及び標識</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>イ 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。</p> <p>ウ 当該掲示板の表記内容について、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組合せを用いて表示要素ごとの明度、色相及び彩度の差を確保するよう配慮すること。</p> <p>(2) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する標識について準用する。</p> <p>(3) 特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第1項の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。</p> <p>(4) 特定公園施設の配置を表示した標識には、点字その他の案内設備を設けること。</p>
------------------	---